

日刊県民福井 掲載記事 平成26年 1月23日

# 実情に応じ就労支援

近年、社会経済環境の変化で、生活困窮者をめぐる問題が深刻化しています。稼働年齢層といわれる十五

〜六十五歳の方を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収二百万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。

また、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が、出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にもみられるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じています。

県内でも、生活保護に関する相談は増加しており、二〇一二年度は前年度比約15%増の千四百六十三件。生活保護受給者は、昨年十月には三千九百八十一人、三千九十世帯と年々増加し、ここ五年では一・六倍に急増しています。

昨年十二月六日に生活困窮者自立支援法が可決、成立し、同十三日に公布され

## いきいきライフ



県自立促進支援センターの面接相談の様子＝福井市西木田2丁目の福井健康福祉センター内

### 増える生活困窮者世帯

ました。この法律は、生活く相談を受け付ける窓口を保護に至る前の段階の支援 設置し、自立に向けた計画に重点を置いています。自 を立てたり、離職により住 治体に生活困窮者から幅広 宅を失った生活困窮者等に 月から始まります。

対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給するなど の取り組みが二〇一五年四月から始まります。

県では、同法施行前の段階から、厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業を利用し、生活保護は受給していないが、経済的には苦しい「生活困窮者」への支援を開始しています。

昨年十一月に県自立促進支援センター（愛称くらしごとさぽーと）を県社会福祉協議会に委託して開設し、福井健康福祉センター（福井市西木田）および二州健康福祉センター（敦賀市開町）内に相談窓口を設置しました。

これまで、各市町の相談窓口では、生活保護の受給要件を満たしていなければ、ハローワークへ行くことを勧めるなどしかできませんでした。

これまでも、各市町の相談窓口では、生活保護の受給要件を満たしていなければ、ハローワークへ行くことを勧めるなどしかできませんでした。

センターでは、相談支援員が常駐して、家計の状況や健康状態などを聞き取り、一人一人の実情に合わせて支援プランを作成します。個別相談に加え、就労支援員等による「コミュニケーション」支援、就職面接訓練、県内の企業と連携して就労体験などの集団プログラムも実施しながら、段階的に就労につなげていきます。

また、生活保護世帯および相談を受けた生活困窮者世帯の子どもを対象に、基礎学力の養成や高校入試に向けた無料の学習教室も県内全域で実施しています。

自立促進支援センターには教員OBの学習相談支援員も配置しており、教員OBや大学生ボランティアの協力をいただきながら、公共施設などで学習教室を開催し、対象の小中学生に勉強を教えています。

いずれの相談も、受け付けは月々金曜日の午前九時から午後五時。問い合わせは、県自立促進支援センター（嶺北）フリーダイヤル（0120）291333

1、同センター（嶺南）同（0120）215333

1へ。（県地域福祉課）

## 子どもの学習手助けも

健康